

平成21年6月15日

各位

非トルエン・キシレン塗料自主表示ガイドラインの運用について

社団法人日本塗料工業会  
製品安全委員会

日ごろより、当工業会の自主表示管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。当工業会では、平成18年12月の改正労働安全衛生法にGHSの導入及び裾切値見直しが実施されたことにより「非トルエン・キシレン塗料自主表示ガイドライン」を改定し、平成19年4月1日より運用開始されていることはご存知のことと存じます。

上記の改定に伴い、自主表示届出書にはGHS準拠のMSDSを提出していただくことになりました。平成22年末までは、GHS準拠のMSDSが未完成の場合は、組成表の追加提出をお願いしています。

改正労働安全衛生法では、表示対象物質（ラベル）や通知対象物質（MSDS）の裾切値が0.1%等へ厳しくなった関係上、トルエン・キシレン以外でも追加表示や追加通知が必要になっていものが多くあります。

また日塗工の「ガイドライン」では、トルエン・キシレン以外でも「厚生労働省の室内濃度指針値」で指定されている13物質やそれ以上に有害性の高い化学物質に関しては、自主表示届出書の受領は控えさせていただいている旨Q&Aに記載しております。

最近、ウレタン樹脂塗料の硬化剤にTDI（トリレンジイソシアネート）等の非常に有害性の高い化学物質が未反応モノマーとして裾切値以上に含有していることがGHS準拠のMSDSで判明し、受領を控えさせていただきました。

上記のような状況から、各社提出済の商品に関しても同様のことがないかを確認していただき確認ができた場合には、お手数ですが自主的に「自主表示取り消し連絡書」の発行手続きをお願い致します。

また、表示変更などの必要性有無を確認し、経過措置期間中（平成22年3月31日まで）にアクション（ラベル、カタログ他変更、周知）して頂けますようお願い致します。

お手数をおかけしますが、ご理解頂き、今後とも登録商品の品質管理等を含めご協力を頂きますようお願い致します。

以上